

町税の延滞金徴収開始のお知らせ

令和3年4月1日以降に課税される町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税について、納期限までに完納されないときは、納期限内に納められた方との公平性を図るため、法律により、所得税や自動車税と同様にその納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて延滞金を納付していただくこととなりますので、納期内納入のご協力をお願いいたします。

■延滞金の割合について

期 間	延滞金の率(年)
<u>納期限の翌日から1か月を経過する日まで</u>	<u>7.3%</u> ※特例により現在は、 <u>2.6%</u>
<u>納期限の翌日から1か月经過後</u>	<u>14.6%</u> ※特例により現在は、 <u>8.9%</u>

※延滞金の割合(年利)は当分の間、財務大臣が毎年告示する特例基準割合に所定の率を加算したものを適用することとされております。

■延滞金の計算方法

$$\text{延滞金額} = \text{滞納金額} \times \text{率} \times \text{延滞日数} \div 365 \text{日}$$

※滞納金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

50,800円(令和元年5月31日納期限)を11月30日に支払った場合

①納期から1か月まで $50,000 \text{円} \times 2.6\% \times \text{延滞日数 } 30 \text{日} \div 365 \text{日} \doteq 106.84 \text{円}$

②納期から1か月以降 $50,000 \text{円} \times 8.9\% \times \text{延滞日数 } 153 \text{日} \div 365 \text{日} \doteq 1865.34 \text{円}$

① + ②の合計1,972.18円 \doteq 1,900円の延滞金となります。

お問い合わせ: せたな町役場税務課徴収係 84-5111 (内線1111・1115)